

令和6年2月 定例会

津山圏域資源循環施設組合議会令和6年2月定例会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合議会定例会の招集について	1
議案の送付について	3
組合議会運営予定表	4
議事日程	5
会議に付した事件	6
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した事務局職員	6

第1号（2月16日）

開会宣言	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 議案第8号上程	7
日程第4 議案質疑及び一般質問、採決	9
閉会宣言	28
会議録署名議員	29

津資組第 727 号

令和 6 年 2 月 9 日

津山圏域資源循環施設組合議会

議長	金	田	稔	久	殿
副議長	岡		立		殿
議員	勝	浦	正	樹	殿
議員	近	藤	吉	一郎	殿
議員	末	永	弘	之	殿
議員	片	田	八重	美	殿
議員	森	本	孝	道	殿
議員	岡		立		殿
議員	則	吉	洋	介	殿

津山圏域資源循環施設組合

管理者 谷 口 圭 三

津山圏域資源循環施設組合議会令和 6 年 2 月定例会の招集について

津山圏域資源循環施設組合議会令和 6 年 2 月定例会の招集について、津山圏域資源循環施設組合告示第 11 号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第11号

令和6年2月9日

令和6年2月16日（金曜日）午前10時30分、津山圏域資源循環施設組合議会
令和6年2月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合

管理者 谷口圭三

津資組第741号
令和6年2月9日

津山圏域資源循環施設組合議会

議長	金	田	稔	久	殿
副議長	岡		立		殿
議員	勝	浦	正	樹	殿
議員	近	藤	吉	一郎	殿
議員	末	永	弘	之	殿
議員	片	田	八重	美道	殿
議員	森	本	孝	道	殿
議員	岡		立		殿
議員	則	吉	洋	介	殿

津山圏域資源循環施設組合
管理者 谷口圭三

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会令和6年2月定例会に提出する下記の議案をお送りします。

記

議案第8号 令和6年度津山圏域資源循環施設組合会計予算

令和6年2月16日

津山圏域資源循環施設組合議会令和6年2月定例会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
2月 16日	金	全員協議会（午前10時00分） <ul style="list-style-type: none"> ・次第1 開会 ・次第2 管理者あいさつ ・次第3 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議事日程等について ・次第4 報告・説明事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設運転に伴う環境管理報告について (2) ごみ処理の状況及び今後の予定について (3) 売電量の増加について (4) 津山圏域資源循環施設組合議会令和6年2月定例会提出議案について (5) 今後のスケジュールについて (6) その他 ・次第5 その他 ・次第6 閉会 	
		本会議開会（午前10時30分） <ul style="list-style-type: none"> ・日程第1 会議録署名議員の指名 ・日程第2 会期の決定 ・日程第3 議案上程 <ul style="list-style-type: none"> 管理者の提案理由の説明 ・日程第4 議案質疑及び一般質問 <ul style="list-style-type: none"> 採決 ・閉会 	

津山圏域資源循環施設組合議会令和6年2月定例会議事日程

(第1号)

令和6年2月16日(金) 午前10時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第8号 令和6年度津山圏域資源循環施設組合会計予算

日程第4 議案質疑及び一般質問
採決

本日の会議に付した事件

日程番号	
第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	議案第8号上程
第4	議案質疑及び一般質問、採決

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席番号	氏名	出席 欠席	遅参 早退	議席番号	氏名	出席 欠席	遅参 早退
1	勝浦正樹	出席		5	片田八重美	出席	
2	金田稔久	//		6	森本孝道	//	
3	近藤吉一郎	欠席		7	岡立	//	
4	末永弘之	出席		8	則吉洋介	//	

説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
管理者	谷口圭三	会計管理者	久松美也子
副管理者	山崎親男	事務局長	坂本達彦
//	水嶋淳治	事務局次長	藤木俊和
//	奥正親	事務局主査	初岡隆之
//	青野高陽	事務局主査	庄司睦
//	野口薫		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
事務局主幹	福田香	会計年度任用職員	甲田勉

会議場所 津山市議場

津山圏域資源循環施設組合議会令和6年2月定例会

令和6年2月16日（金）

午前10時35分 開会

●議長（金田稔久氏）

ご着席をお願いをいたします。

本日、津山圏域資源循環施設組合議会令和6年2月定例会が招集されましたところ、皆様方におかれましては、ご多用のところ、ご参集をいただき、大変お疲れ様でございます。

ただいまの出席議員は、7名でございます。欠席届が近藤吉一郎議員から出ております。定足数に達しておりますので、これより、津山圏域資源循環施設組合議会令和6年2月定例会を開会をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長（金田稔久氏）

それでは日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第27条の規定により、1番勝浦正樹議員、6番森本孝道議員を指名をいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

●議長（金田稔久氏）

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

～承認（異議なしの声あり）～

●議長（金田稔久氏）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

日程第3 議案8号 上程

●議長（金田稔久氏）

次に、日程第3に入り、議案第8号「令和6年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」を上程をし、議題といたします。

この際、管理者に提案理由の説明を求めます。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

本日、ここに津山圏域資源循環施設組合議会令和6年2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

議案第8号「令和6年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。第1条で、歳入歳出予算の総額を16億7,167万6千円としております。歳出につきましては、一般廃棄物処理施設の管理運営経費、また、借入金である組合債の償還に係る経費などを計上しております。一方、歳入では、その財源として、構成市町からの分担金、ごみ処理手数料、売電収入、有価物販売収入などを計上しております。第2条では、売電制御装置設置負担金について債務負担行為を計上しております。

後ほど、事務局から説明をさせますが、何卒よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

議案第8号「令和6年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。予算書の3ページをお願いいたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、16億7,167万6千円でございます。次に、第2条の債務負担行為でございますが、内容につきましては、6ページの第2表をご覧ください。売電量の増加に必要な売電制御装置の設置に係る工事負担金につきまして、2年に分割して支払う債務負担行為予算を計上しております。

次に、歳入・歳出の内訳について、ご説明いたしますので、12ページをお開きください。

歳入でございます。款45項10目10分担金の予算額は、11億9,491万6千円で、構成市町の分担金でございます。対前年度9,719万2千円の減額となっております。減額の主な要因は、可燃ごみの外部搬出処理が、令和5年度をもって終了すること、また、本年度の歳計剰余金が、前年度当初と比較して増額となる見込みのためでございます。次に、款50項10目20衛生使用料は、13万1千円で、行政財産の使用料等でございます。次に、款50項20目20衛生手数料は、1億3,150万円を見込んでおりまして、一般ごみ・家庭ごみの直接搬入にかかる手数料でございます。次に、款80項10目10繰越金は、本年度の決算見込みから、1億5,000万円を計上しておりまして、対前年度6,000万円の増額となっております。続きまして、14ページへお進みください。款85項50目15雑入は、1億9,512万8千円を見込んでおりまして、売電収入や有価物の販売収入等でございます。売電および有価物の価格の高止まりが予想されることから、対前年度2,156万円の増額となっております。

続きまして、16ページへお進みください。歳出でございます。款10項10目10議会費25万1千円は、組合議員の費用弁償等でございます。対前年度46万8千円の減額となっております。次に、款15項10目10一般管理費6,880万円は、会計年度任用職員の人件費のほか、組合の運営経費等でございます。続きまして、18ページへお進みください。下段、項60目10監査委員費10万3千円は、監査委員2名の費用弁償等でございます。続きまして、20ページへお進みください。款25項20目5清掃総務費846万1千円は、プロパー職員に係る人

件費でございます。次に、目10管理棟管理費は、3,861万4千円でございます、ページをお進みいただき、23ページの説明欄をご覧ください。リサイクルプラザの運營業務委託料3,245万円などのほか、管理棟の維持管理に要する経費でございます。左側22ページにお戻りいただきまして、目12熱回収・リサイクル施設等管理費は、7億5,884万9千円で、対前年度2,196万円の減額となっております。減額の主な要因でございますが、可燃ごみの外部搬出処理が、令和5年度で終了したことなどでございます。ページをお進みいただき、25ページの説明欄の中段をご覧ください。節18負担金補助及び交付金の工事負担金1,717万7千円は、売電量増加に必要な「売電制御装置」設置に係る工事費を、2年に分割して負担するもののうち、令和6年度分を計上しております。左側24ページにお戻りいただきまして、目15最終処分場管理費1,337万8千円は、機械保守点検、水質監視業務に係る委託料等でございます。施設・設備の老朽化に伴う経費の増加により、対前年度58万9千円の増額となっております。続きまして、26ページにお進みいただき、目18多目的広場管理費484万1千円は、還元施設として整備いたしました多目的広場の、管理運営に必要な経費でございます。続きまして、目20施設建設費は、1,038万4千円で、周辺環境整備事業負担金でございます。続きまして、款65項10目10元金7億5,054万6千円、28ページにお進みいただきまして、目15利子744万9千円は、起債の元金及び利子償還に係るものでございます。最後に、款80項10目10予備費は、1,000万円を計上しております。

議案第8号「令和6年度 津山圏域資源循環施設組合会計予算」の説明は、以上でございます。何卒、よろしくお願い申し上げます。

●議長（金田稔久氏）

提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案質疑 及び 一般質問、採決

●議長（金田稔久氏）

これより、日程第4に入り、「議案質疑及び一般質問」を行います。

全員協議会での申し合わせ事項をお守りいただきますよう、よろしくお願いをいたします。答弁につきましては、私から指示をいたしますが、質問の趣旨を十分把握され、質問の趣旨の復唱、引用や同じ答弁の繰り返しを避け、簡明、的確に答弁されますよう、この際お願いを申し上げます。それでは、お手元に配付いたしました発言通告一覧表に従い、順次質問を許可いたします。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

はい、末永弘之議員、登壇。

△議員（末永弘之氏）

まず、提案されました、令和6年度当初予算において、焼却ごみが日量128トン以内で収まり、課題でありました、多額の費用、今年度の予算で言うと9千万円ほど減額という措置、他の施設へごみの持ち出しして、焼却してもらうということをしなくてよい、こういう予算になってきたことに対して、各位の努力に対して、まず敬意を表しておきます。

そこで、管理者にお聞きしますが、管理者は、私が11月議会において、事業ごみの搬入を一時停止できないかと質問し、その答弁として、「事業系一般廃棄物の処理責任というのは、市町にあります。構成市町が収集運搬の許可を出している事業者のごみの搬入を停止することは、排出元である、事業者の運営の一時停止など、ごみ行政の混乱を招くことから制限を行うことはできない」という旨の答弁がありました。私は、失礼ですが、深く物事を捕まえて分析していくという、そういう姿勢がみえないと、その時、指摘をしました。時間の関係で別の問題に移ったわけですが、改まって今日、お聞きします。事業系一般廃棄物について紙くずや木くずなど、生ごみなどが対象です。会社で従業員が個人的に出したごみ、空き缶やペットボトル、コンビニ当の容器なども主なものと思いますけれども、お分かりと思います。「廃棄物処理法」でいわれています市民、家庭から出される、いわゆる一般廃棄物、ごみです。かなり事業系のごみと質が違います。各市町の「廃棄物処理の許可事業者」に関する資料を事前に勉強させていただきましたが、鏡野町さんが、事業者の皆さんへというチラシを作成されていまして、事業系一般廃棄物についての「ごみの種類」「処理方法」などが、分かりやすく図解されておりました。管理者答弁で言われた「事業系一般廃棄物の処理責任というのは、市町にあります」ということになっている法律の規定を明確に示して下さい。

次に、各市町の責任者の方にお聞きしますが、廃棄物処理業者の許可を出す場合ですが、家庭系一般廃棄物と、事業系一般廃棄物との収集について、区分した収集運搬の許可を与えているのでしょうか。以上、登壇での質問が終わり、後答弁により一問一答で質問させていただきます。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

末永議員のご質問にお答えをいたします。

法律の規定についてのおたすねです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び第6条の2にありますように市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、処分しなければならないと規定されています。一般廃棄物の処理は、市町村に総合的な責任があります。一般廃棄物はその排出場所・形態などにより、家庭系や事業系のごみに区分されますので、そのいずれにも責任があることになります。以上でございます。

△副管理者（山崎親男氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

お答えをいたします。鏡野町におきましては、一般廃棄物の収集運搬の許可につきまして、事業系、家庭系の区分はしておりません。以上でございます。

△副管理者（水嶋淳治氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、水嶋副管理者。

△副管理者（水嶋淳治氏）

はい、お答えいたします。勝央町におきましては、区分は特にいたしておりません。

△副管理者（奥正親氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、奥副管理者。

△副管理者（奥正親氏）

奈義町でございます。一般廃棄物の運搬にかかる業者への許可については、奈義町は出しておりません。以上です。

△副管理者（青野高陽氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

青野副管理者。

△副管理者（青野高陽氏）

美咲町では、許可に家庭系と事業系の分けはありません。以上です。

△副管理者（野口薫氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、野口副管理者。

△副管理者（野口薫氏）

一般廃棄物の処理業の許可は、一般廃棄物として区分せずに出しております。なお、「津山市一般廃棄物処理実施計画」において、家庭系ごみはステーションから委託により収集、事業系ごみは許可業者または自己処理としております。また引っ越しごみなどの家庭ごみを許可業者が収集運搬する場合もございます。以上です。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

一般廃棄物の処理と、事業系ごみの処理について、いわゆる、あくまでという言葉を使いますが「一般廃棄物は市町に処理責任がある」という意味なんですね。それぞれの市町の収集運搬の許可の問題を含めて答弁をいただいたわけですが、あえて、何となくと申しておきますが、何かおかしいのではないのでしょうかと問題提起を、とりあえずしておきます。管理者にお聞きしますが、廃棄物処理法で定められている一般廃棄物は、産業廃棄物に該当しない全ての廃棄物のことを指します。事業活動によって排出される廃棄物であっても、一般廃棄物に該当するも

のを、法で定められた用語ではありませんが「事業系一般廃棄物」といわれていると思っております。主な事業系一般廃棄物としては、レストランとか飲食店などから排出される残飯類、オフィスなどから出るリサイクルできない紙くず、造園業から排出される剪定の枝とか枯葉等々があげられると思います。事業系一般廃棄物は、法律で事業者自らが処理しなければならない旨が規定されているため、自ら各自治体の定める処理施設に持ち込むか、各自治体が許可した一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼する必要があります、一般廃棄物処分量の許可を受けていない産業廃棄物処理事業者へ処理、委託することは違法、こういうふうになっておるわけです。管理者答弁は、何となく、間違いがあるように思うんですけども、どう思われますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

一般廃棄物の処理は、市町村に責任があります。一般廃棄物はその排出場所、形態などによりまして、家庭系や事業系のごみに区分されますが、いずれも一般廃棄物ですので、市町村に責任があるということになっておるわけです。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

管理者に再度おたすねです。廃棄物処理法でも、事業ごみとして明記され、産廃と同様に排出者、すなわち事業者の責任で処理すべし、とされていると認識しておりますけれども、この私の認識が間違っているというのでしょうか、お聞きいたします。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

事業系一般廃棄物、また産業廃棄物両方とも、処理責任は排出者となります。また処理方法は、自己処理または許可を受けた他者に委託することになると、このように認識をしております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

各市町の責任者に、もう一度おたすねしますが、家庭から出る一般ごみと、事業所から出る事業系一般廃棄物の扱いについて、登壇の質問で基本的なあり方の答弁をいただきましたが、収集運搬に関しての許可について、私の感覚では、一般廃棄物処理業としての許可ということになっ

ており、答えにもありました、家庭用と事業者の一般廃棄物を区分していない、特別の区分がないのではないかと感じております。事業系の一般廃棄物の処理にあたり、業者になるための条件のようなものがありますかどうか、どうなっているのか、分かるようにお答えいただきたいと思えます。

△副管理者（山崎親男氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

お答えをいたします。一般廃棄物処理収集運搬の許可業者になるための条件は、「一般廃棄物を適正に処分する有形施設があること。また町内に事業所、作業場、また車庫等があること。」などとしております。事業系の一般廃棄物の許可につきましても、特別の条件はございません。以上でございます。

△副管理者（水嶋淳治氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、水嶋副管理者。

△副管理者（水嶋淳治氏）

はい、勝央町におきましては、一般廃棄物収集運搬業許可を受けるに際して、勝央町一般廃棄物処理基本計画におきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、各関係法令及び町の関係条例、そしてまた町が制定した許可基準を満たすことと定めているところでございます。

△副管理者（奥正親氏）

はい。

●議長（金田稔久氏）

はい、奥副管理者。

△副管理者（奥正親氏）

奈義町でございます。奈義町は、一般廃棄物収集運搬にかかる業者への許可は出しておりません。以上です。

△副管理者（青野高陽氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

青野副管理者。

△副管理者（青野高陽氏）

美咲町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条5項に基づく条件に適合する必要がありません。以上です。

△副管理者（野口薫氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、野口副管理者。

△副管理者（野口薫氏）

法令により、「施設に係る基準」と「申請者の能力に係る基準」が定められております。以上です。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

管理者にお聞きしますけれども、組合の責任に属する分野ばかりではない、そう思う部分もあり、少し分からない点もありますけれども、実際の問題という点では、家庭からの一般ごみと事業所からの一般ごみとが、区分されていない扱い、混然一体となっているのではないかと思います。どうでしょうか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

収集運搬の段階と、それから処理の段階では状況は異なると思います。家庭系ごみは、ステーションからの回収とそれから直接搬入となっております。事業系ごみは事業所から収集運搬許可業者による回収と直接搬入でありまして、家庭系と事業系は収集運搬の段階では区分されていると思っています。搬入先であります、処理施設となる津山圏域クリーンセンターに搬入されて以降は、家庭系と事業系の区分はございません。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

ちょっと分かりにくい、区分という意味が質問と、ちょっと違うということかもしれません。混然一体となっているというのは、家庭から出る一般ごみと事業所から出る一般ごみの双方が、市町の責任、そして答弁にもあったように組合が受取る。受取ったところから、全部一緒にしてしまう、そこがどうもおかしいように思えてしかたがないわけです。

管理者に再度おたずねですが、元々の論議のところに戻ってきますけれども、「事業系一般廃棄物の処理責任というのは、市町にあります。事業者の運営の一時停止など、ごみ行政の混乱を招くことから制限を行うことはできない」という答弁だったわけです。事業系一般ごみは、法によって、産廃と同様に、事業者にその処理の責任がある、こう規定されておりますが、答弁が間違っていたとは、今、思われませんか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

先ほどから申し上げておりますけれども、事業系一般廃棄物は、一般廃棄物処理施設で処理することとなっております。圏域内で排出された家庭系・事業系の一般廃棄物はともに津山圏域クリーンセンターで処理をするということです。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

失礼、私の頭が大分悪いんでしょうね。理解できないんですね。どうしても、事業系の一般廃棄物の処理というのが、組合が受けたんだから焼却しなきゃいけないんだと。資源施設組合がおこなわなくてはいけない、この答弁の繰り返しになってるんですね。どう考えても理解できない。どこかがおかしいと思えてしかたがないんです。管理者に再度おたずねです。事業系廃棄物には、大きく分けて、一般廃棄物と産業廃棄物と二つがあると思われれます。この事業系の一般廃棄物は、誰の責任で処理をするように、廃棄物処理法では決められておるんでしょうか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

事業系一般廃棄物の処理責任は排出者にあります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に定められていますように、圏域内の事業系一般廃棄物は津山圏域クリーンセンターで処理することとなっております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

やっぱり頭が、僕大分悪いんでしょうかね。どうも理解しにくいんですね。どう考えてみても、別々でなきゃいけない。クリーンが全部責任を持つようなことじゃないように思えてしかたがないんですよ。事業系一般ごみはという意味ですね。入れたから焼く、これの意味は分かる。どうもそこのところがはっきりせんのです。やっぱり一番最初に、質問に返ってくるんですけども、なぜ事業者には責任がある事業系一般廃棄物を、資源組合が引き受けなくてはならないのでしょうか。それも、焼却能力を越えてまで引き受けたわけでしょう。家庭一般廃棄物と同じように扱わなくてはならない。この元がわかるように答えてください。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

繰り返しとなるわけではありますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条に定められていますように、圏域内の事業系一般廃棄物は津山圏域クリーンセンターで処理することというふうになっておると思います。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

6条ばかり言うんですが、3条もあるので、後でまた3条の問題も言います。

どこかで、何らかの理由、形で、資源組合の責任としてしまっているんじゃないかと思えてしかたがないんです。法律どおり、事業者責任として、事業系一般廃棄物を処理してもらおうということで、何でそうならないのか。また同じことの繰り返しが続くわけですけども、いったいどこで、資源組合の責任だということになっているんでしょうか。分かるように答えていただきたい。事業系一般廃棄物も、事業者責任で処理する、こうなっていると思うんですけども、どうでしょうか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、先ほど議員もおっしゃられました、第3条に定められていますように、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとあります。市町は法律第6条に基づいて計画している事業系一般廃棄物は、津山圏域クリーンセンターでの処理とこういうことになっています。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

あえて確認です。法の第3条、事業者はその事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない。こうふうになっているということは、理解しておりますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

法律第3条に定めていますように、事業活動で生じた廃棄物は排出者により適正に処理をしなければならないというふうになっています。これは、排出事業者は、産業廃棄物及び一般廃棄物について、それぞれ適正な処理ルートで処理しなければならないと理解をしております。また、事業系一般廃棄物の発生抑制に努めるよう構成市町とともに指導を継続してまいりと思っております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

これも確認のような質問で恐縮ですが、事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理しなくてはならない、ここまでは一致できると思えばよろしいか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

繰り返しになりますが、事業者は事業者活動に伴って生じた産業廃棄物及び一般廃棄物を自らの責任において、それぞれ適正に処理しなければならないと理解しております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

事業系一般廃棄物の責任は事業者にあるということまでは、ほぼほぼ、完全じゃありません、ほぼ一致できるという認識にさせていただきます。問題はその後ですね。各市町が民間業者に事業系と家庭から出る一般廃棄物の収集、運搬の許可を出す、この点で、ここから組合が焼却しなくてはならないという責務が生じる、こういうふうに理解していいんでしょうか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

法律第6条及び第6条の2にありますように、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を処理処分しなければならないと定められておりまして、市町村で計画をしている一般廃棄

物の処理は、津山圏域クリーンセンターで処理することとなっております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

となりますと、やっぱり私の頭が混乱して分かりにくく、意味不明になるのです。一般廃棄物をクリーンセンターで処理しなくてはいけないということは、受けたら、しなくてはならないという意味は良く分かります。それは当然だろうとは思いますが、一般廃棄物という言葉の中に、事業系一般廃棄物があるという、ここがわからない。どうしても僕にはそこが理解できないんです。私は、事業系一般廃棄物というのは、別の形で収集して、別の形で責任をもってもらいたいという思いでしかたがないんですけれども、どうでしょうか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

一般廃棄物の中に、家庭ごみというのがありまして、家庭系一般廃棄物。そして今度は事業ごみを事業系一般廃棄物と区分をしておるということでもあります。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

僕はよっぽど頭が悪いんですかね。どうも理解できないんですね、言われていることが。どうも内容がおかしくていけないのです。ちょっと別のことに移りますが、11月の答弁で、「ごみ行政の混乱を招くことから、制限を行うことは出来ない」と述べたわけですが、事業系一般廃棄物が、事業者の責任で処理するという規定の有無にかかわらず、私は、組合のごみの搬入を一時ストップする方法もあると指摘したんです。その対策として、業者、この場合の業者は二つの意味で、一つは収集業者、搬入業者と、もう一つは、そもそもの事業系一般廃棄物を排出している業者の二つです。この人たちに、組合がお願いしている施設を紹介するとか、あるいはあっせんなどをして、直接そこに運んでもらえばいいのではないのでしょうかという案も、述べたと思っています。いったい、どんなごみ行政の混乱を招くというのか、分かるように教えてください。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

各市町に一般廃棄物処理施設がないことから、収集運搬業者、排出事業者の事業活動の停止が想定されます。例えば飲食店では、調理くずや残飯が収集されないと悪臭が発生する、また虫が湧くなど、不衛生になって客離れにつながることになるかもしれない。また、飲食店が軒を連ねるような場所では、広範囲に悪臭が漂うことなどが考えられます。更に、小売店では、納入された商品の売れ残りなどの処分品でバックヤードが溢れ、商品の入替えに支障が出ること、こういうことが考えられると思います。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

繰り返しになるんですけども、事業者のごみの搬入をクリーンが受けないように一時すると、排出元である事業者の運営の一時停止など、ごみ行政の混乱を招く、ということをしきりに言われているわけですが、もう少し、どんな意味なんでしょうか、分かるように教えてください。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

事業所ごみの処理が停滞をいたしますと、ごみ保管場所があふれて、衛生問題が発生したり、あるいは事業活動の停止などが考えられまして、最終的に住民生活に影響が出るということが考えられると思います。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

どんな混乱というふうに想定されておりますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

先ほども申し上げましたけれども、各市町に一般廃棄物処理施設がないことから、収集運搬業者、排出事業者の事業活動への影響が想定されます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

いろいろと難点があるとは思いますが、私が指摘したのは、組合があっせんをして、例えば倉敷市の水島へ運ぶということで、簡単に整理ができることではないんでしょうかと言ったのです。いろいろ苦勞はあると思いますよ。やはり一般廃棄物として、家庭も事業系も一体となっておるから、そういうふうになってしまうんじゃないかと思えてしかたがないわけです。受ける時に、きちっとして、焼ける時は焼けばいいんです。焼くなと言っているんじゃないんです。多額の金を使ってよそへ持ち出すのなら、まず事業者から止めて、あっせんをして、水島に持って行く努力をするとか、そういうことがあるんじゃないかと、こう言っておるんですが、どうでしょう。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

圏域内で発生をいたしました廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第4条及び第6条にありますように、津山圏域クリーンセンターでの処理となりまして、ご提案をいただきました倉敷市等の区域外での処理というのは、できないということになっております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

できないというのが、ちょっと理解できないんですが、ちょっと置いときましょう。

事業系一般廃棄物のやり取りとも関係してきますけれども、各市町が、廃棄物処理業者、奈義は決めてないという答弁がありました。その許可を出すと言いますか、運搬を許可するときの契約のあり方とか、家庭系一般廃棄物の処理と事業系一般廃棄物の処理が、混然一体となりすぎているんじゃないんでしょうか。廃棄物処理法の第3条、事業者の責務と、その後の6条の関係がすっきりとしていないのではないかと想定しますが、どう思われますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

廃棄物の定義で、一般廃棄物と産業廃棄物がありまして、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物は一般廃棄物に該当します。また法律第6条での、先ほどから申し上げておりますけれども、各市町の処理計画での中間処理施設は、津山圏域クリーンセンターのみとなっております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

とても面白い答弁をされるんですね。家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物は、全てが一般廃棄物に該当すると、こうなるわけですね。どうも、その処分の責任は、私は違うと述べてきたわけです。どちらもが一般廃棄物だから、市町やクリーンに責任があるとはならない。まさにそこが、ごみ処理として、すべてを混然一体としてしまっている証ではないんでしょうか。この問題を、ちょっと置いて、各市町の副管理者の方にお聞きしますが、事業系のごみの減量化への、事業者への協力の方法とか、減量化への事業者の直接的な指導は、どのようにされていますか。運搬業ではなくて、ごみの排出者としての事業所へのごみ減量化の指導のあり方も含めて教えてください。

△副管理者（山崎親男氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

末永議員の冒頭の質問の中でありましたように、鏡野町におきましては、事業所用のパンフレットを作成し、配布をおこないました。それで周知をおこなっております。

△副管理者（水嶋淳治氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

水嶋副管理者。

△副管理者（水嶋淳治氏）

はい、勝央町におきましては、ホームページ等で周知をいたしておるところであります。

△副管理者（奥正親氏）

はい。

●議長（金田稔久氏）

奥副管理者。

△副管理者（奥正親氏）

奈義町の場合、直営の収集でございますので、直接的な指導は実施をしておりません。事業者から町に対し質問がある、その都度、分別等の指導を行っているところであります。問い合わせがあった際に、そのごみの減量化についてのお願ひも併せてしておりまして、事業者にもご理解とご協力をいただいているというふうに考えておりますし、お願ひをしている状況でございます。以上です。

△副管理者（青野高陽氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

青野副管理者。

△副管理者（青野高陽氏）

美咲町では、商工会を通じた依頼のほか、町内事業所にごみ減量化の協力依頼文書を送付しました。以上です。

△副管理者（野口薫氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

野口副管理者。

△副管理者（野口薫氏）

事業者を訪問し、直接依頼、また商工団体を通じたチラシ配布による啓発を行っております。また、組合及び組合構成5市町が共同で「ごみ減量宣言」を行い、事業ごみは適正に処理することを、お願いをいたしております。以上です。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

それぞれ答弁ありがとうございます。

次に別の課題になりますが、各市町のスプレー缶の収集方法を、現在どうなっているかお聞きしたいと思います。フタのようなものをもって、穴をあけてもらうのか。後は、普通の資源ごみ、缶と同様の扱いかどうか。一般的に缶は、どのような方法でステーションに出して、クリーンに搬入されていくのか。各地域にあるごみステーション、あるいは個人の家前のステーションなど、特別の「箱」のようなものを設置しているのでしょうか。お答えをお願いします。

△副管理者（山崎親男氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

我が町では、スプレー缶につきましては、穴をあけなくてもよく、中身を使いきってから資源ごみとして、ステーションにある、缶、ごみのカゴに入れて出してもらっております。

△副管理者（水嶋淳治氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

水嶋副管理者。

△副管理者（水嶋淳治氏）

勝央町におきましては、中身を使い切って、穴をあけずに、それぞれ各地区にありますごみステーション、専用の金属類を入れるコンテナに入れていただいて、月1回収集をおこなっております。

△副管理者（奥正親氏）

はい。

●議長（金田稔久氏）

奥副管理者。

△副管理者（奥正親氏）

スプレー缶につきましては、穴をあける必要がないということと、中身を使い切ったものということに限っておりますが、資源ごみとするので、分別をされまして、町が集める収集日に、各地区のごみステーションで専用のコンテナに集積をし、その後は町直営で回収をし、津山圏域クリーンセンターに搬入をいたしております。以上です。

△副管理者（青野高陽氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

青野副管理者。

△副管理者（青野高陽氏）

美咲町では、中身を使い切ってもらい、資源ごみの日に缶と同じカゴに入れてもらい収集しています。以上です。

△副管理者（野口薫氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

野口副管理者。

△副管理者（野口薫氏）

中身を使い切って、穴を開けずに缶の青カゴへ排出をしてもらうように案内をしております。青カゴは地域のごみステーションに設置しており、月に1～2回程度の資源ごみの日に収集をいたしています。以上です。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

事務局におたずねしますが、資源組合に集まった、今答弁をいただいた、缶とかビン、最終処理をしていると思いますが、これらに関わる経費・予算措置は、1年でいくらくらいになりますか。

△事務局長（坂本達彦氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

坂本事務局長。

△事務局長（坂本達彦氏）

缶類の処理は、作業員によって汚れがひどいもの、中に異物が混入しているものを取り除き、圧縮機械によりボール品にして、資源物として搬出をしております。びん類につきましては、茶

色、透明、その他の色に分けて、キャップがついているものはキャップを取り外し、異物が混入しているものは取り除いて、これも資源物として搬出をしております。なお、缶、びんの処理経費ついてでございますが、委託料全体で算出しているため、缶、びん個別の算出は困難でございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

各市町の責任者も含めて、答弁をいただきました。ありがとうございます。

穴の開いていないスプレー缶の扱い、別途電池類も含めてだろうと思うんですが、ステーションによって多少の違いがあるような感じがしております。市町の責任分野にもなるかもしれませんが、ごみの出し方の指導、更なる適切な指導をお願いし、併せて事務局に特にお願いですが、先日「里山と環境を守る会」の皆さんと、いろいろと話し合いをしました。その時出た意見、ステーションに住民が出した様々なものが、多少出した人の責任もあると思いますが、「収集できないので、各自家に持って帰ってください」というメモを貼ったものが時々ある。これが同じ人に二度三度続くと、率直に言って、「可燃ごみの中にみんな入れてしまえ」と、そういうふうになってしまう感じがします。声も多少私も、実際に聞きました。そういうことも含めて、もっといい知恵を出して、ごみステーションに出したものを、基本的には持って帰っていただくという措置を検討していただきたい。もちろん、何でも一般ごみの中に入れてしまうのがいいと言っておるんじゃないんですよ。勘違いしないようにしてください。住民から聞いたということになると、多少業者との関係でいろいろとあると思いますから、率直に言って、議会で末永が言ようたでということ、話し合いができるのなら使ってくだされば結構だということ申し上げて、さて、宿題にしておりました廃棄物処理法の第3条と6条の関係、一般廃棄物の処理についての内容を、3条と6条、どのような違いがあって、どのような同一性があると認識されていますか。管理者におたずねいたします。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

3条は、事業者が廃棄物を処理する排出者の責任について規定をしております。第6条は、自治体が区域内で発生した廃棄物を、計画して処理する各市町の責任について規定されております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

ここから失礼なことで、用意しない質問が出るかもしれません。少なくとも、6条、6条の2などを含めて、自治体は一般廃棄物処理計画内の一般廃棄物については、処理責任があるということなので、答弁にも時々出てきますけれども、事業系一般廃棄物は、受け取ったら処理しなきゃならない責任と、こうあってくるわけです。しかし、法の原則は、自らが処分をするというのが原則なんです。ここでは一致しないわけですね。従って、必ずしも市町の処理施設、今回の場合はクリーンセンターに排出する必要性は、ないかもしれない。クリーンから言えば、お断りすることだって可能性があるんじゃないか。それが一番最初に言った、量が多くてよそに持って出ないといけない。多い年は1億の金を使わないといけない。こういう時にとれる措置ではないのかと思えてしかたがないんです。繰り返します。産業廃棄物、一般廃棄物は、自ら処理施設を設置し処理するか、一般廃棄物処理業の許可を有する事業者に委託する。ここまでは一致できるんです。これを受けるか受けないかというところに問題があるわけで、どう思われますか、管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

先ほどからご答弁申し上げておりますけれども、まず私どもの3条に対する考え方を申し上げますと、自らの責任において適正に処理をされなければいけない。ということは、排出事業者は産業廃棄物、一般廃棄物についてそれぞれ適正な処理ルートで処理をしなければいけない。そうなりますとその排出事業者の責任というのは3つあると思っております、1つは、ごみ処理に対する、ごみを適正に保管する責任ですね。これが1つ。それから、産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬事業者に収集運搬を委託して、産業廃棄物処理施設において適正に処理をする。そして一般廃棄物は、一般廃棄物処理施設に直接搬入、または一般廃棄物収集運搬事業者に、収集運搬を委託して、それで一般廃棄物処理施設において適正に処理をすると、こういう責任が私はあると思っておりますので、ですから、先ほどから申し上げておりますように、事業系の産廃と一廃の区別が混然としてできていないということについては、これは事業者に、きちっと指導しないとけない。しないとイケませんけれども、一般廃棄物として出されて、そしてそれをクリーンセンターが受け入れた以上は、私は処理をしないとけない。このように先ほどから、まとめますとそういうことを申し上げているということでございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

説明されたことが全くわからないわけではないんです。問題は、混然一体という言葉、私は何回か使いました。産廃と事業系一般ごみが混然一体となっていると言っているんじゃないんで

す。一般廃棄物という言葉の中に、家庭用と事業主が責任を持つ事業系一般廃棄物とが混然一体となってる、こういうふうにしてあるわけなんです。試みに6条をよく引き合いに出されました答弁もありました。言われているように、一般廃棄物処理の様々な規定を作っておるところです。この6条の中にはどこを見ても、事業系一般廃棄物という言葉は1行もないんです。3条にはあるんです。ここはもう少し、はっきりさせるべきではないかと思います。変なことを主張して管理者おたずねしますが、自治体として、事業系の廃棄物を処理するのは、よく言われるんですよ。まさに善意なんです。善意。努力義務ぐらい。こういう認識を、私は持つべきではないのかと思えてしかたがないんです。どう思われますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

善意といいますよりも、やっぱり社会生活、生活をしっかり支えていくためには、私は事業系の一般廃棄物というのは処理をしないと、一般廃棄物でありますから。産業廃棄物を処理しろというわけではございませんので。津山圏域のこの6条の話、6条ということになりますと、先ほどからずっと申し上げておりますように、この区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければいけないです。そして6条の2において、その計画に従って、一般廃棄物を運搬して処分しなければならない。保全上支障が生じないうちにということが付きますけれども、それをやっていく。こういうことでありまして、事業系の中に一般廃棄物というものが定義をされてるわけですから、産業廃棄物、一般廃棄物の定義をされているわけですから。その一般廃棄物については、先ほどから申し上げておりますように、事業系の一般廃棄物ということが明確になっていけば、私は、それは処理すべきだと、このように思っているところでございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

どうしても平行線をたどりますね、そこになってくると。私はよっぽど頭が悪くて、よく理解ができないのかもしれないというふうに思うのは思うんです。自治体は、強制的に排出業者の排出物を処理する必要はない。これが私の解釈なんです。しきりに答弁をしておられますけれども、事業系の一般廃棄物、何でもなしの時だったら、大きな声をしてしゃべるようなことじゃないかもしれない。しかし1億からのお金を各自治体が負担をして、よそに持ち出そう。それは方法としたら、事業系の一般廃棄物だけを、どこかよそに運んでもらえばいいんじゃないかと言ったら、それはできないんだと、こうなるからおかしくなる。私の頭がおかしくなってくるということを書いておる。どうも、すっきりとそこらがしていないわけです。持ち込まれたら、受けないといけなから、持ち込むところでご遠慮いただこうと、こう言ったんです。ご遠慮いただいてどうするのかと言ったら、水島が受けられないと答弁しましたけど、私はやりようによった、

お願いの仕方。多少費用がいるかもしれませんが、自治体のを受けてくれたんだから、不可能ではない。やっぱり話のやり具合だと、私は思えてしかたがないんです。そういう努力すらせずに、とにかく無茶苦茶に受けて、余ったからよそ持っていくと、こういう単純なことでは、うまくいかないんじゃないだろうかと。私は、持ち込まれるここで、入口で止める方法があったと、こう思えてしかたがないわけですが、もう繰り返しになりますけど、もう一度だけどう思うか、答弁してください。

◇管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

末永議員がおっしゃるように、必ずしも自治体の処理施設に排出する必要はないんじゃないかと。自ら処理をするか、あるいはどこかに運搬して処理してもらったらいんじゃないかと。こういうことなんでありますけれども。事業系とはいえ、一般廃棄物であるということであれば、これはやっぱり処理をしなければならぬと、私は処理をする責任があると思っておりますので、これについてはやはり、私もおっしゃることはわからないわけではない。前で止めたらいいんじゃないかと。そういうふうにはなっていない、ならないということを申し上げてるわけです。ただ、水島の清掃工場へというのは、これは特例として、岡山県に仲立ちをいただきながら、緊急避難的に水島にはたのんだと、これは計画1年だけさせていただいて、こういうことでございます。あくまでもこれ特例でございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

多少時間が余ろうと思いますが、これで終わりますけれどもね。どうも私は、すっきりせんのです。特に6条と3条の関係。私が疑問に思っております、事業系一般廃棄物とその処理と運搬の許可業者のあり方、ここにも、ひと工夫がいるんじゃないかと。事業系一般廃棄物も、管理者が答えておるように、一般廃棄物なんだから、普通の処理業者の許可を与える中に全部、もうまさにそこだ、混然一体としとるんですね。区分が全然ないんです。一般廃棄物だからとっとと許可すると。ここも、もうひと工夫、11月議会くらいまでに、各市町を含めた管理者会議等で検討の余地がある。こういうことを検討してみてくださいというお願いを、1つはしておきます。本来の一般ごみの処理責任の資源組合のあり方とは一体何か、これも再度検討していただきたい。私も、途中で何回か言いました、よっぽど僕は間違っているのかな、頭のどこかくるってしまっているんじゃないかと思うほど、率直に言って、悩むと言ったら大げさです、それを悩んだりしませんけれども、ずっと思い込んできて質問を組立ててきた。ですからもう少し、僕自身も勉強もするし検討もしてみたい。そういう点では、11月議会を、ある意味、楽しみにしながら待っているということを申し上げて質問を終わります。

●議長（金田稔久氏）

以上で、通告による質疑は終わりました。

討論については、通告がございませんので、これより採決に移りたいと思います。

ただいま上程、議題とされております議案第8号「令和6年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」について採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

～起立全員～

●議長（金田稔久氏）

ありがとうございます。起立全員でございます。ご着席ください。

起立全員を認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

●議長（金田稔久氏）

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、管理者よりご挨拶があります。

△管理者（谷口圭三氏）

議長。

●議長（金田稔久氏）

谷口管理者。

△管理者（谷口圭三氏）

本日は、議員の皆様方には、ご多忙のところ、組合議会2月定例会にご出席をいただき、ただ今は提案いたしました議案につきまして、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

今後とも、津山圏域クリーンセンターの安全な施設運営はもとより、各施設の活用を図り、憩いと交流の場として住民の皆様にも愛され親しまれる施設になるように努めてまいりますので、議員の皆様方の一層のご指導並びにご支援のほどをお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

●議長（金田稔久氏）

これをもちまして、津山圏域資源循環施設組合議会 令和6年2月定例会を閉会といたします。

本日は、皆さん大変お疲れ様でした。

午前11時39分 閉会

地方自治法123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

令和6年2月16日

津山圏域資源循環施設組合議会 議長 金田 稔 久

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 勝浦 正 樹

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 森本 孝 道